

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和4年久喜市選挙管理委員会第12回
開催年月日	令和4年7月9日（土）
開始・終了時刻	午前9時00分から午前9時23分
開催場所	久喜市役所 第8会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 橋本 勉 委員 飯田一夫 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	選挙係長 廣瀬哲也
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 大越政実 選挙管理委員会選挙係長 廣瀬哲也 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷 匠
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 協議 4 委員長提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決 8 諸報告 9 閉会
配布資料	なし
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

審議会等会議録

発言者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>1 開会</p> <p>2 会議録署名委員 森田静也 委員</p> <p>3 協議</p> <p>協議第 1 号 久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正することについて</p> <p>報告朗読</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費等の限度額が引き上げられました。</p> <p>これに準じて、久喜市議会議員及び久喜市長における選挙の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改めるため、改正条例案を議会に上程することを協議するものです。</p>
<p>委員長</p> <p>飯田委員</p> <p>事務局</p> <p>委員長</p>	<p>協議事項に対する質疑</p> <p>最初に適用される選挙は、いつですか。</p> <p>何事もなければ、4年後の久喜市議会議員及び久喜市長の選挙になります。</p> <p>原案どおり決定</p>
<p>事務局</p> <p>委員長</p> <p>橋本委員</p> <p>事務局</p> <p>委員長</p>	<p>4 議案の上程</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 議案に対する質疑</p> <p>7 討論・採決</p> <p>議案第 6 2 号 久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正することについて</p> <p>議案朗読</p> <p>本改正案については、規程の改正になりますので、委員会の議決事項になります。</p> <p>議案に対する質疑</p> <p>協議第 1 号の条例と議案第 6 2 号の規程の違いは何ですか。</p> <p>条例では、単価を改正するものでありますが、本議案の規程は条例改正を受けての様式の整備です。</p> <p>原案どおり決定</p>

事務局	<p>議案第63号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>議案朗読</p> <p>前回の選挙時登録と比較して、男186人減の63,720人、女188人減の64,493人の合計で374人減の128,213人となります。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第64号 投票所の投票管理者の職務代理者の選任替えについて</p> <p>議案朗読</p> <p>先に議決いただいていた投票所の投票管理者の職務代理者について、被選任者の都合により選任替えするものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第65号 投票所の投票立会人の選任替えについて</p> <p>議案朗読</p> <p>先に議決いただいていた投票所の投票立会人について、被選任者の都合により選任替えするものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>8 諸報告</p> <p>なし</p>
委員長	<p>9 閉会</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和4年9月1日</p> <p style="text-align: center;">委員長 飯島 光</p> <p style="text-align: center;">署名委員 森田 静也</p>	